

安心生活創造事業を成功させるために

北海道本別町

1. 既存資源の活用・再構築

現 状

在宅福祉ネットワーク活動

- ・「ひとりの不幸も見逃さない！」を合言葉に、安否確認、除雪、サロンなど13項目の活動を自治会(福祉部・福祉協力員)の創意工夫により実施
- ・76自治会中、35自治会(29ネットワーク)が活動し、人口の約8割をカバー

認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

- ・認知症高齢者宅を訪問し、長時間の見守り、話し相手、趣味活動を行う訪問サービス
- ・町が実施する3日間の研修を受講した方が「やすらぎ支援員」として登録し、有償ボランティアとして活動を行う

課 題

在宅福祉ネットワーク活動

- ・自治会ごとに対象者、活動項目、頻度が異なっており、全体的な活動の底上げ、標準化が課題
- ・平成5年にスタートして16年が経過しているが、担い手の固定化や高齢化、農村地区未組織自治会の組織化が課題

認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

- ・対象者が認知症のある方への訪問であるが、認知症のない高齢者からも、訪問による「話し相手」の要望が多い
- ・平成15年にスタートして6年が経過しているが、担い手不足により、訪問ニーズに応えきれない

「安心生活創造事業」を実施することによって…

今まで培ってきた経験やノウハウが活用できる！
課題を克服するため、新たな担い手を増やし、活動そのものを再構築する！
新たな「支援」の仕組みをつくることによって、「志縁」の輪を広げる！

2. 基本理念の共有

「ひとりの不幸も見逃さない」地域社会(福祉)の再構築
悲惨な孤立死や虐待などを一例も発生させない地域づくり



今までの経験を活かしながら、新たな仕組みづくりに挑戦し、地域全体を再構築する！
この基本理念を多くの町民と共有するため、関係者との協議を積み重ね、多くの機会を通じて町民に対する事業周知に努める！

関係団体への説明、町広報による周知、新聞報道、町全体の説明会、自治会単位での説明会等を開催

また、安心生活創造事業を成功させるための「役割分担」(自治会、訪問員、社協、町)、事業の全体イメージを広く周知

3. 災害時要援護者支援との連動、個人情報保護・共有

災害時要援護者支援との連動

安心生活創造事業対象者の把握と災害時要援護者避難支援個別計画対象者の把握を一体的に行う
このため、2つの事業対象者の把握を兼ねた調査票を設計し、緊急時の連絡先、基盤支援以外に必要な日常生活支援のニーズ把握、日常生活状況、災害時避難支援の内容、避難所での支援等についても調査を行った

個人情報保護・共有

上記調査票に社協・民生委員・自治会役員への情報提供に関する同意署名欄を設け、情報共有を図る
また、情報共有にあたり、自治会と個人情報保護に関する協定書を締結する

安心生活創造事業の全体イメージ

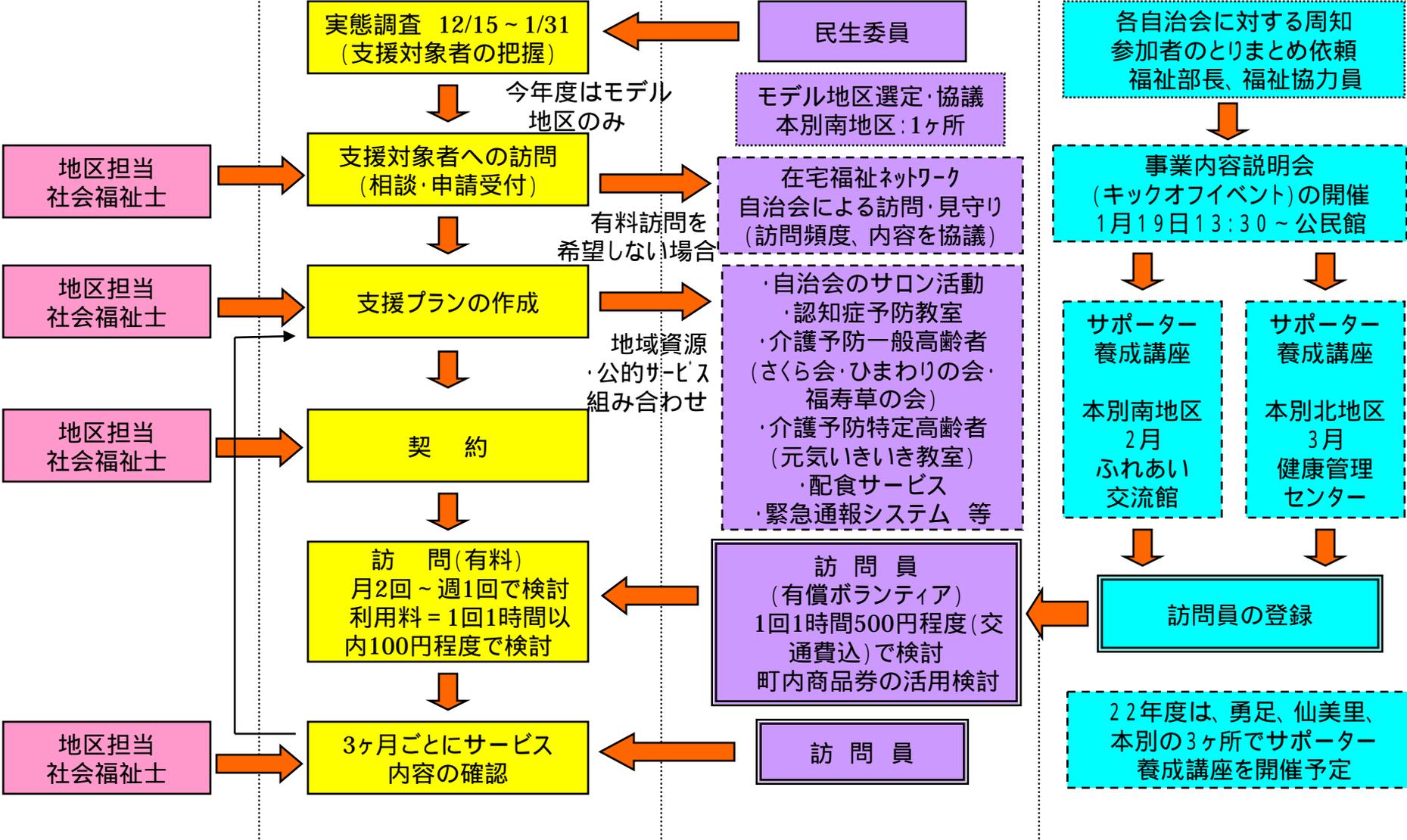
北海道本別町

社協

利用者

自治会・民生委員
訪問員(サポーター)

生活・介護支援
サポーター養成



原則1 関係(基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する)

北海道本別町

基盤支援台帳の作成

- ・全ての高齢者、要介護認定者、障がい者手帳交付者を住民基本台帳情報から抽出
- ・住民基本台帳情報に「世帯区分」、「介護度」、「障がい者手帳」、「公的サービスの利用状況」、「一般福祉サービスの利用状況」、「老人クラブ加入状況」等を記載した基盤支援台帳を作成

高齢者悉皆調査の実施

- ・町内に居住する全ての65歳以上の方に対して調査を実施
- ・調査票を郵送により配付し、民生委員が個別訪問により聞き取り回収し、支援の必要性の有無についても民生委員が記入
- ・要介護認定者は、居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の担当ケアマネによる訪問調査を実施

65歳以下の要援護者に対する調査の実施

- ・全ての障がい者手帳交付者、要介護認定者に対して調査を実施
- ・障がい者は、郵送による配付・回収とし、必要に応じて訪問による聞き取り調査を実施
- ・要介護認定者は、居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の担当ケアマネによる訪問調査を実施
- ・その他の要援護者については、民生委員・行政関係機関で情報交換を行い、必要に応じて調査を実施

ふれあい世帯票の作成

- ・自治会が保有しているふれあい世帯票(台帳)の様式を見直し、調査により得られた情報を追加した新たな世帯票(台帳)を作成

要援護者マップの作成

- ・安心生活創造事業利用者、災害時要援護者等、地域での見守りや支援が必要な方を地図情報で管理する要援護者マップを作成

民生委員・自治会役員との情報共有、支援内容・支援者の協議

- ・自治会との個人情報保護に関する協定書締結後、ふれあい世帯票・要援護者マップ等を自治会役員・民生委員等と情報共有
- ・安心生活創造事業での支援内容・その他の支援(支援者)、災害時要援護者の避難支援内容(支援者)について自治会と協議

ふれあい世帯票を活用した日常的・継続的なニーズ把握体制の構築

- ・ふれあい世帯票を定期的に更新するため、年1~2回の自治会関係者・民生委員等の話し合いの場を設ける
- ・関係者間の話し合いの中で、支援が必要と思われる世帯に対して訪問・ニーズ把握を行い、各種サービス利用に繋げる
- ・特に、日常的な民生委員活動と自治会活動との連携体制を強化することで、制度の谷間にいる方の早期発見・対処、拒否者に対する側面的な見守り支援を行う

原則2 関係(基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる)

北海道本別町

社会福祉協議会による継続的なサービス提供

- ・地域福祉を担う社協をサービス提供主体として選定し、安心生活創造事業終了後は社協が実施主体となる
- ・社協の社会福祉士1名を本事業の専任職員として配置転換し、町との連携を図りながら事業の企画・立案を行う
- ・圏域を担当する「主任」については、地域担当職員として経験を有する社会福祉士3名を配置
- ・主任は、本事業と地域資源を組合わせた基盤支援プランの作成、事業の契約、訪問員・利用者・民生委員等との関係者間の連携、利用者に対する定期訪問、訪問員とのチームミーティング、基盤支援プランの評価等の業務を担う

既存資源の活用

- ・在宅福祉ネットワーク活動、やすらぎ支援事業等の既存の人的資源を最大限活用するため、役員や支援活動を担っている方に対して本事業の位置づけや役割を周知徹底
- ・また、既存事業との違いや役割分担、本事業が目指すもの(基本理念)についての説明を行い、既存資源に新たな支援システムを追加すること、既存資源の再構築を図ることについて理解を得る

担い手の確保

- ・担い手の養成を厚労省「生活・介護支援サポーター養成研修」事業により実施
- ・延べ4日間、20時間程度の講義、演習、体験活動を受講した修了者で、安心生活創造事業の担い手として活動できる方が「訪問員」として登録
- ・安心生活創造事業、生活・介護支援サポーターについて広く町民に周知を行い、研修受講者の参加を募るための前段の取り組みとして「キックオフイベント」を1月19日に開催(参加者150名)
- ・また、既存資源を最大限活用しながら新たな担い手を確保するため、育児サークル等にも呼びかけを行い、子育て中でも研修を受講できるよう研修受講中の託児所を設置
- ・本年度は、「本別地区」を南・北に分けて2・3月に養成研修を実施し、次年度上半期中に「勇足地区」「仙美里地区」で養成研修を実施

モデル地区での試行実施

- ・事業対象者調査結果、サポーター養成研修受講者を踏まえたモデル地区(1自治会)を選定し、3月下旬から試行事業を実施
- ・その後、実施体制が整った地区から順次試行事業を実施し、次年度中に検証を行う

拒否者への対応

- ・地域での見守りが必要な「拒否者」に対しての側面的な見守り(方法)について、自治会関係者等と協議
- ・町保健師、地域包括支援センター職員、社協の圏域担当「主任」等による情報共有、チームアプローチについて検討・実施

本別町個性あるふるさとづくり寄付条例による基金運用の検討

- ・次代を担う子どもたちに誇れる個性的で魅力あふれる「ふるさと本別町」を確固たるものとしていくため、協働のまちづくりの担い手として住民はもとより本別町への思いを持つ人びとの寄付を通じた住民参加型の新たなまちづくり、地域づくりのあり方を創設し、寄付者も住民と同じくして積極的にふるさとづくり、まちづくりに参加できるよう、平成18年4月から条例を施行
- ・この基金には5つの目的別の項目があり、その1つとして「福祉でまちづくり推進事業」の寄付項目が位置づけられている
- ・平成21年9月末現在で1,569口、7,845,420円の寄付金が寄せられており、5つの寄付項目中32.0%の割合を占めている
- ・条例試行後から寄付金を運用した事業を行っていない状況にあるが、本事業を含めた地域生活支援サービスを継続していくための財源として運用を図ることを検討

安心生活創造事業の役割・効果のPR、個性あるふるさとづくり寄付金のPR

- ・地域での生活を継続する上で本事業が果たす役割や効果、必要性を広く周知すること、また、良質なサービスとなるよう利用者・訪問員・地域との全体会議の開催、訪問員の現任研修等を実施する
- ・本事業を町民、ふるさと会、利用者家族等に対して、町広報誌や町公式ホームページで定期的にPR
- ・訪問員に対する報酬は、町内での消費拡大と有償サービスが町内で循環する仕組みとするため、「町内限定使用商品券」を活用する方向で検討
- ・また、生活・介護支援サポーター養成研修や地域活動の担い手に対しても寄付や遺贈による財源の確保策について広く意見聴取し、継続的・安定的な事業実施を共に考えていただく
- ・個性あるふるさとづくり寄付金の寄付・運用状況についても定期的にPRし、寄付を募るとともに、本事業の利用者や1人暮らし高齢者等が亡くなった時に、高齢者等の財産を地域に還元できるよう、上記基金等に対する遺贈受付の推進策等について検討を行う
- ・町内の商店に対しても、本事業の応援募金箱の設置について要請